

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～50年

工作物 5年～75年

物品 4年～22年

② 無形固定資産……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務に組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額との差額を加算した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額につ

いて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜き方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日が一般会計等と異なる連結対象団体(会計)はありません。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

該当の事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
奥出雲椎茸	-	37,000千円	333,000千円	370,000千円
奥出雲仁多米	-	13,500千円	121,500千円	135,000千円
奥出雲町農業公社	-	18,283千円	172,846千円	191,129千円
島根県住宅供給公社	-	7,998千円	71,986千円	79,984千円
計	-	76,781千円	699,332千円	776,113千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 松江地裁平成28年(ワ)第154号

損害賠償請求事件 訴訟物の価額 500万円(支払済みまで年5分の割合の金員を別途加算)

貼用印紙額 3万円 及び訴訟費用

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
介護老人保健施設事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
介護サービス事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
訪問看護ステーション事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-

簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
農業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
合併処理浄化槽事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
仁多発電事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
三井野原スキーリフト事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
農業用小水力発電事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
奥出雲病院事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	-

連結方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手している簡易水道事業特別会計については、連結対象団体(会計)の対象外としています。したがって、一般会計から簡易水道事業特別会計への繰出金(326,226,000円)は内部相殺されません。
- (2) 出納整理期間
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。
- (3) 売却可能資産の範囲は、次のとおりです。
次年度予算において、財産収入として措置されている資産
なお、会計年度末における対象資産はありません。
- (4) 表示単位未満の取扱い
各項目の表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額等が一致しない場合があります。